

資料 3—3

嘉瀬川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

（1）流域及び河川の概要

（概要）

- ・水源から河口までの概要
- ・幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・流域内には佐賀県の県庁所在地である佐賀市がある
- ・流域の地形、地質、年間降水量

（流域の自然環境）

- ・源流付近は、小滝や早瀬と淵が多く、タカハヤやカジカガエル、ヤマセミなどが生息
- ・上流部は、河床に巨石や玉石が多く、アユやカワガラスなどが生息
- ・川上峡付近は、九州の嵐山と称される景観を呈する
- ・中流部の河岸には尼寺林（水害防備林）に代表されるモウソウチクやメダケ、ヤナギ類等の河畔林が点在し、動物の貴重な生息場
- ・中流部の数少ない瀬、淵にはアユ、ウグイ、タナゴ類等が生息し、湛水域にはギンブナ、カワムツ等が生息
- ・河口部の汽水域には広大な干潟とヨシ原が広がっており、干潟にはムツゴロウ、シオマネキ等、ヨシ原にはオオヨシキリ等が生息

（水害の歴史と治水事業の沿革）

- ・嘉瀬川における治水事業は、佐賀藩の武将成富兵庫茂安が江戸時代に始めたとされる
- ・本格的な治水事業は、昭和 24 年 8 月洪水を契機に、昭和 25 年から佐賀県が中小河川改修事業を実施
(官人橋地点 計画高水流量 $2,200\text{m}^3/\text{s}$)

- ・昭和 28 年 6 月、昭和 38 年 6 月等の洪水の発生及び流域の開発等を踏まえ、昭和 48 年に工事実施基本計画を策定
(官人橋地点 基本高水流量 3,400m³/s、計画高水流量 2,500m³/s)
- ・平成 3 年 3 月に固定堰であった旧徳方堰の可動堰化により、流下能力の向上を図るべく嘉瀬川大堰を建設

(河川水の利用)

- ・古くは成富兵庫茂安が農業用水や佐賀城下への生活用水を取水するため、石井樋等を築造し、現在でも派川多布施川を通じて佐賀市街部の水路を潤す。
- ・平地に比べ山地面積の割合が少なく河川水に乏しいことから、ため池やクリーク、地下水の利用などを組み合わせた利用がなされてきた。
- ・農業用水として北山ダムと川上頭首工等から約 14,300ha に及ぶ農地へ利用されている他、都市用水として利用
- ・水力発電は、川上川第一発電所をはじめとして、8 箇所の発電所により総最大出力約 44,000kW の電力供給

(水質)

- ・いずれの地点も環境基準値をほぼ満足

(河川の利用)

- ・河川敷の多くは公園や運動場、ゴルフ場として整備され、都市近郊の貴重なレクリエーション空間として盛んに利用
- ・佐賀インターナショナルバルーンフェスタは 100 万人もの観光客でにぎわう
- ・與止日女神社周辺、石井樋周辺、多布施川沿いは公園や散策路等が整備され、市民の憩いの場、歴史、環境学習の場として利用

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・水源から河口まで一貫した計画

- ・段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る
- ・健全な水循環系の構築を図るため、流域一体となって取り組む
- ・河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう維持管理を適切に行う
- ・上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、土砂移動に関する調査研究、ガタ土のモニタリングを実施し、安定した河道の維持に努める

ア. 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備方針)

- ・洪水調節施設による洪水調節とともに河川改修により計画規模の洪水を安全に流下
- ・河道掘削等による河積の増大や護岸の整備にあたっては、豊かな自然環境や河川の利用及び河道の維持に配慮
- ・内水被害の著しい地域においては、有明海特有の干満差の影響等を踏まえた上で、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・河川管理施設の適切な管理と管理の高度化、効率化
- ・内水排除施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、適切に運用
- ・地震・津波対策を図るため、堤防の耐震対策等を講じる
- ・河道内の樹木については、計画的な伐採等の適正な管理を実施
- ・超過洪水等に対する被害の軽減
- ・情報伝達体制の充実などの総合的な被害軽減対策
- ・本川中・下流部において、人口、資産が特に集積していることから、本支川及び上下流のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備を実施

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- ・新たな水資源開発を行うとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図る等、都市用水及び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める
- ・渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供等の体制の整備と水融通の円滑化等を関係機関等と連携して推進

ウ. 河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・嘉瀬川と流域の人々との歴史的、文化的なつながりを踏まえ、良好な河川景観を保全し、多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を次世代に継承
- ・河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進

(動植物の生息地・生育地の保全)

- ・アユやタカハヤ、カジカガエル等が生息する良好な渓流環境の保全
- ・アユ等の産卵場や生息場となっている瀬や、タナゴ類等が生息する淵の保全
- ・歴史的に豊かな自然環境を有し、キツネやタヌキ等の貴重な生息場である尼寺林（水害防備林）や河畔林の保全
- ・シオマネキ等が生息する干潟やオオヨシキリ等が生息するヨシ原等の保全
- ・魚類等の生息場の連續性を確保

(良好な景観の維持・形成)

- ・治水との整合を図りつつ歴史的遺構である尼寺林（水害防備林）や石井樋、川上峡と調和した河川景観の保全

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・川づくりを通じて上下流の交流を促進
- ・上流部ではキャンプ場や釣りに利用されている水辺空間や渓流の保全
- ・中・下流部では歴史・文化とふれあえる空間や環境学習の場の整備・保全とともにレクリエーション空間の保全

(水質)

- ・下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の水質の保全に努める

(河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理)

- ・動植物の生息・生育環境の保全、景観の保全に十分に配慮するとともに、治水・利水・環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、環境教育等の充実、住民参加による河川愛護活動等を推進

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

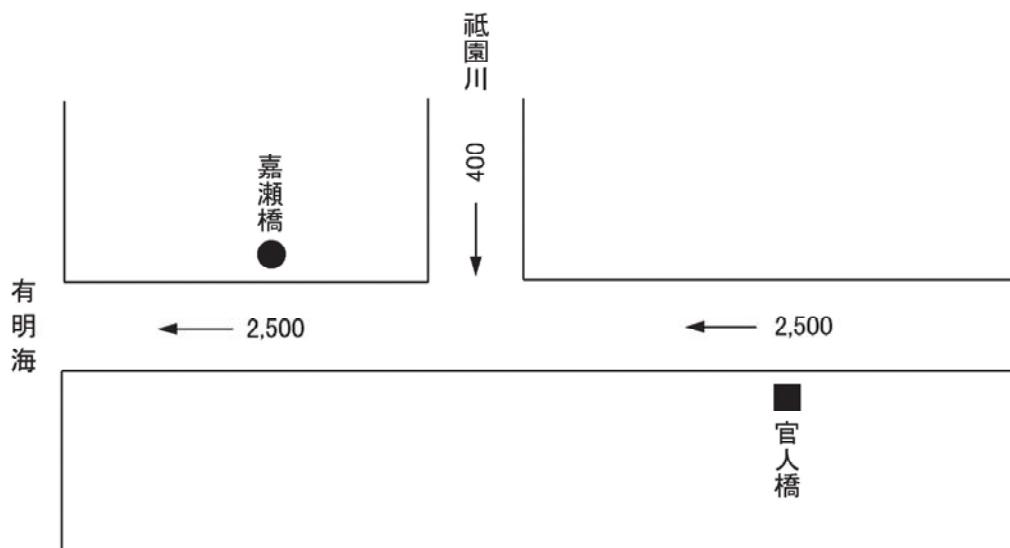
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設に よる調節流量 (m ³ /s)	河道への 配分流量 (m ³ /s)
嘉瀬川	官人橋	3,400	900	2,500

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

嘉瀬川計画高水流量図

(単位 : m³/s)



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)
嘉瀬川	官人橋	16. 6	18. 47	70
	嘉瀬橋	6. 5	7. 88	180

注) T. P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- ・池森地点において、利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮して、概ね $2.5 \text{ m}^3/\text{s}$